

令和5年3月7日

第1回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
同意第 1 号	厚真町監査委員の選任について
同意第 2 号	厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 3 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
同意第 4 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
同意第 5 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
同意第 6 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
同意第 7 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
議案第 1 号	令和 5 年度厚真町一般会計予算について
議案第 2 号	令和 5 年度厚真町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 号	令和 5 年度厚真町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 4 号	令和 5 年度厚真町介護保険事業特別会計予算について
議案第 5 号	令和 5 年度厚真町簡易水道事業特別会計予算について
議案第 6 号	令和 5 年度厚真町公共下水道事業特別会計予算について
議案第 7 号	令和 4 年度厚真町一般会計補正予算（第 17 号）について
議案第 8 号	令和 4 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 9 号	令和 4 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第 2 号））について
議案第 10 号	令和 4 年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について
議案第 11 号	令和 4 年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 12 号	厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
議案第 13 号	厚真町個人情報保護法施行条例の制定について
議案第 14 号	厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について
議案第 15 号	厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

議案第 16 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 17 号	厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 18 号	厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
議案第 19 号	厚真町環境保全林条例の一部改正について
議案第 20 号	町道路線の廃止について
議案第 21 号	町道路線の認定について
議案第 22 号	町道路線の認定について
承認第 1 号	専決処分の承認について (令和 4 年度厚真町一般会計補正予算 (第 15 号) について)
承認第 2 号	専決処分の承認について (令和 4 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算 (介護サービス事業勘定 (第 2 号))) の承認について
承認第 3 号	専決処分の承認について (令和 4 年度厚真町一般会計補正予算 (第 16 号) について)
報告第 1 号	所管事務調査報告について (各常任委員会)
報告第 2 号	委員会調査報告について (北海道胆振東部地震復興特別委員会)
報告第 3 号	現金出納例月検査の結果報告について

同意第 1 号

厚真町監査委員の選任について

厚真町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

佐藤 公博

同意第 2 号

厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について

厚真町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

山 本 隆 司

同意第 3 号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を任命することについて、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

石橋公昭

同意第4号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を任命することについて、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和5年3月7日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

佐藤耕一

同意第 5 号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を任命することについて、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

[REDACTED]
櫻井裕子 [REDACTED]

同意第 6 号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を任命することについて、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

[REDACTED]
日 西 大 介 [REDACTED]

同意第 7 号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を任命することについて、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

丹 羽 めぐみ

議案第13号

厚真町個人情報保護法施行条例の制定について

厚真町個人情報保護法施行条例を次のように制定しようとする。

令和5年3月7日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第15号)第1条に規定する厚真町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関す

る法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（厚真町個人情報保護条例の廃止）

第２条 厚真町個人情報保護条例（平成１３年条例第１４号）は、廃止する。
（経過措置）

第３条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の厚真町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において同条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第１３条第１項の規定による職務上知り得た秘密（旧個人情報に係る秘密に限る。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

２ 次に掲げる者に係る旧条例第１３条第２項（旧条例第１４条第３項（旧条例第７条第１項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による職務上知り得た旧個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（１） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（２） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

（３） この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

３ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第１５条第１項若しくは第２項（旧条例第２７条第２項及び第３３条第３項において準用する場合を含む。）、第２７条第１項又は第３３条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

４ 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例

に規定する調査審議については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項第2号に掲げる者

(3) 第2項第3号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 7 前2項の規定は、町外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 14 号

厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を次のように制定しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の開拓期からの歴史的・文化的な価値を有する建築物（以下「歴史的建築物」という。）について、その文化的価値を良好な状態で将来の世代に継承するとともに、安全性の維持及び向上を図り、その保存及び活用を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第1項第3号に規定する建築物に講じる現状変更の規制及び保存のための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 次のいずれかに該当する歴史的建築物をいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ ア及びイに定めるもののほか、町長が前条の目的に適合するものとして別に指定する建築物

(2) 増築等 建築物の増築、改築、移転（他の敷地に新築する場合を含む。）、修繕、模様替え又は用途の変更をいう。

(3) 保存活用計画 対象建築物の保存及び活用に係る計画であって、次に掲げる事項を定めたものをいう。

ア 対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容に関する事項

イ 対象建築物の安全性に関する事項

ウ 対象建築物の維持及び管理に関する事項

エ 対象建築物の活用用途及び事業に利用する場合は、事業計画に関する事項

オ アからエまでに定める事項のほか、対象建築物の良好な保存及び活用並びに対象建築物が存する敷地及びその周辺の環境の保全のために町長が必要と定める事項

(4) 保存建築物 次条第1項の登録を受けた対象建築物をいう。

(5) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（次条第2項の保存活用計画（第6条第2項の規定による変更登録があった場合にあっては、変更後のもの）において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては当該敷地）をいう。

（所有者による登録の申請）

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号に基づく特定行政庁の指定（以下「指定」という。）を必要とするときは、町長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、その他規則で定める図書を添付して町長に提出しなければならない。

3 第1項の申請を行おうとする対象建築物の所有者は、当該対象建築物の敷地（その保存活用計画において当該対象建築物の移転をすることとされている場合は、移転後の敷地）に、当該対象建築物の所有者以外の所有者又は借地権その他当該敷地を使用する権利を有する者があるときは、あらかじめ当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

（保存建築物の登録等）

第4条 町長は、前条第1項の規定により申請を受けた場合におい

て、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、厚真町教育委員会及び北海道建築審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、区域を管轄する消防署長に意見を聴くことができる。
- 4 町長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該対象建築物の所有者に通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書を一般の縦覧に供さなければならない。
- 6 対象建築物の所有者は、第4項の規定による登録の通知を受けたときは、当該保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続きをとるものとする。

(登録の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の保存活用計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、町長に対し、変更の登録（以下「変更登録」という。）の申請をしなければならない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 町長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について安全上、防火上、交通上及び衛生上の支障がないと認めるときは、変更登録をすることができる。

4 町長は、前項の変更登録をしたときは、その旨を公告するとともに、前条第5項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。

5 前条第2項、第3項及び第4項の規定は変更登録について準用する。

(登録の取消し)

第6条 町長は、保存建築物について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに当該保存建築物の登録を取り消さなければならない。

(1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。

(2) 滅失したとき。

(3) 毀損その他の事由により保存建築物の登録の理由が失われたとき。

2 町長は、保存建築物について公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、当該保存建築物の登録を取り消すことができる。

3 町長は、第1項第3号又は前項に該当することにより保存建築物の登録を取り消そうとするときは、北海道建築審査会の意見を聴くとともに、特定行政庁に報告しなければならない。

4 町長は、第1項及び第2項の規定により、保存建築物の登録を取り消したときは、その旨及び理由を公告するとともに、登録を取り消された当該保存建築物の所有者に通知するものとする。

5 対象建築物の所有者は、前項で規定する登録の取り消しの通知を受けたときは、対象建築物を法に適合するよう措置をとらなければならない。ただし、第1項第1号及び第2号に該当することで登録が取り消された場合は、この限りではない。

6 対象建築物の所有者は、第4項で規定する登録の取り消しの通知

を受けたときは、対象建築物について、特定行政庁の指定を解除する
る手続を行わなければならない。

(現状変更の規制の原則)

第7条 保存建築物の現状の変更は、当該保存建築物の保存活用計画
に従い、この条例の定めるところにより行われなければならない。

(増築の許可等)

第8条 保存対象敷地内において保存建築物その他建築物の増築等を
しようとする者又は保存建築物についてその形状を変更し、若しく
はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、
現状変更の許可申請を行い、町長の許可を受けなければならない。
ただし、通常 of 管理行為、規則で定める軽易な行為及び災害のため
必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

2 町長は、前項で規定する現状変更の許可申請を受けたときは、あ
らかじめ、北海道建築審査会の意見を聴くとともに、特定行政庁に
報告しなければならない。

3 町長は、第1項で規定する現状変更の許可申請があつた場合にお
いて、当該申請に係る行為がこの条例に違反し、又は当該申請に係
る保存建築物の保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可
をしてはならない。

4 町長は、第1項で規定する現状変更の許可申請に対して許可をす
るにあたり、当該許可に係る保存建築物の保存のため、必要な条件
を付することができる。

5 前項の許可は、当該許可に係る工事が法第6条第1項若しくは法
第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含
む。）の規定による確認の申請を要するものである場合は、当該申
請又は通知を行おうとする日までに受けなければならない。

6 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、こ
れを施工してはならない。

(完了検査)

第9条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、町長の検査を申請しなければならない。また、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請を要する工事である場合は、当該検査を行おうとする日までに法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項の規定による完了検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に町長に到達するようにしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、当該理由がなくなった日から4日以内に町長に到達するようにしなければならない。

3 町長は、第1項の申請があつたときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているか検査しなければならない。

4 町長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めたときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(保存建築物の使用制限)

第10条 第8条第1項の申請に係る保存建築物の所有者は、当該保存建築物に係る前条第1項の検査について同条第4項の通知を受けた後でなければ、当該保存建築物を使用し、使用させてはならない。

(増築の許可等に係る監督処分)

第11条 町長は、第8条第1項本文に規定する行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為に係る工事の建築主、請負人（下請人を含む。）又は現場管理者に対し、当該工事の停止を命じ

ることができる。

(1) 第8条第1項の許可を受けていない場合

(2) 第8条第1項の許可内容に違反している場合

(3) 第8条第4項の規定により付した条件に違反している場合

2 町長は、前項の命令を現に同項に定める者に対してできない場合で、当該命令を緊急に行う必要があるときは、当該工事に従事する者に対して当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(保存のための措置の原則)

第12条 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

(保存管理責任者の選任等)

第13条 保存建築物の所有者は、当該保存建築物について、前条に定めるところにより保存及び活用を行わせるため、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。

2 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。保存管理責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

3 保存建築物の所有者は、保存管理責任者について届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

4 前条で定める規定は、保存管理責任者について準用する。

(所有者の変更の届出)

第14条 売買その他所有権の移転により新たに保存建築物の所有者になった者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(維持管理の報告等)

第15条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物の維持管理がその保存活用計画に従っていることについて、定期

的にその状況の調査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項に定めるところによるほか、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対して、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は命じることができる。

(管理に関する助言等)

第16条 町長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

- 2 町長は、保存建築物の構造若しくは建築設備に不備があり、又は保存建築物若しくは保存対象敷地の管理が適切でないため、当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合において、当該保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付して、管理の方法の改善その他保存建築物又は保存対象敷地の管理に関し必要な措置を執るよう勧告することができる。

- 3 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を執らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付して、当該勧告に係る措置を執るよう命じることができる。

(監督処分)

第17条 町長は、保存建築物の保存について、次の各号に該当すると認める場合は、相当の猶予期限を付して、当該保存建築物等の増築等、外観の変更、除却、使用禁止、使用制限その他必要な措置を命じることができる。

- (1) 保存建築物に第11条第1項各号に該当する工事が行われたため、当該保存建築物の保存がその保存活用計画に従って行わ

れなくなった場合

- (2) 前号の場合のほか、保存建築物の保存がその保存活用計画に従って行われないため、当該保存建築物の保存に重大な支障が生じた場合

(権利義務の承継)

第18条 この条例の規定に基づき保存建築物に関し行われた登録、指定、許可、命令その他の処分に係る当該保存建築物の所有者の法律上の地位は、売買その他所有権の移転により新たに当該保存建築物の所有者となる者に承継されるものとする。

(建築士法の適用)

第19条 第8条第1項に規定する行為に係る保存建築物の工事に關し、その設計、工事監理及び構造設計について建築士法（昭和25年法律第202号）に定めがある場合は、同法に定めるところによるものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第20条 厚真町行政手続条例（平成9年厚真町条例第1号）第13条の規定は、次の各号に該当するときは、適用しない。

- (1) 第6条第1項第1号又は第2号に該当することにより保存建築物の登録を取り消そうとするとき。
- (2) 第6条第1項第3号又は第2項に該当することにより保存建築物の登録を取り消そうとする場合で、当該保存建築物の所有者が厚真町行政手続条例第13条第1項に規定する意見陳述において、その意見を述べ、又は意見を述べないことを明らかにしたとき。
- (3) 第11条第1項の規定により工事の停止を命ずる場合及び同条第2項の規定により作業の停止を命じる場合において、当該措置に係る違反が明らかであると認められ、かつ、緊急に当該措置を命ずる必要があるため厚真町行政手続条例第13条第1

項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(立入調査等)

第21条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いて原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

議案第15号

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年3月7日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (3) 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。

同条第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人情報保護法施行条例 厚真町個人情報保護法施行条例（令和〇年条例第〇号）をいう。
- (5) 議会個人情報保護条例 厚真町議会の個人情報の保護に関する条例（令和〇年条例第〇号）をいう。

第3条第1項第2号中「個人情報保護条例第39条」を「個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、同項第3号中「前2号」を「前5号」に改め、「及び個人情報保護条例」を削り、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 個人情報保護法施行条例第4条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第45条に規定する審査請求に関すること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関すること。

第3条に次の1項を加える。

- 3 審査会は、前2項に定めるもののほか、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べることができる。

第8条第1項中「公開等の決定に係る情報」を「審査請求のあった処分に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）」に、「情報の公開」を「公文書又は保有個人情報の公開」に改め、同条第3項中「公開等の決定に係る情報」を「審査請求のあった処分に係る公文書又は保有個人情報」に改め、同条第4項中「行政不服審査法」の次に「（平成26年法律第68号）」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

議案第16号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年3月7日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第18条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第27条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る厚真町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第3条 この条例による改正後の第18条の6の12及び第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和５年３月３１日」を「令和５年５月７日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年3月7日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「799, 224平方メートル」を「784, 358平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

厚真町環境保全林条例の一部改正について

厚真町環境保全林条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町環境保全林条例の一部を改正する条例

厚真町環境保全林条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「2,796,810平方メートル」を「2,791,996平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 20 号

町道路線の廃止について

次の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
9 4	オバウス沢線	字宇隆 8 6 番地 1	字宇隆 3 1 番地 1		

議案第 21 号

町道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を町道に認定しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
9 4	オバウス沢線	字宇隆 8 6 番地 1	字宇隆 4 1 番地 2 9		

議案第 22 号

町道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を町道に認定しようとする。

令和 5 年 3 月 7 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
276	本郷西 2 号線	字本郷 2 3 8 番地 1 1	字本郷 2 4 8 番地 6		